

牧之原市犯罪被害者等支援推進計画

令和 7 年 4 月
牧 之 原 市

《 目 次 》

第1章 推進計画策定の意義

- 1 推進計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 犯罪被害者等支援について

- 1 支援施策の位置づけと分類・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 支援の目的と体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 基本理念と取組の方向性

- 1 個人の尊厳を重んじた支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 継続的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 二次的被害及び再被害の防止・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 相互的な連携による推進・・・・・・・・・・・・ 4

第4章 推進施策

- 1 総合支援窓口の設置（市条例第6条）・・・・・・・・ 5
- 2 相談及び情報の提供等（市条例第6条）・・・・・・ 5
- 3 見舞金の支給（市条例第7条）・・・・・・・・・・ 5
- 4 日常生活等の支援（市条例第8条、9条、10条、11条） 5

第5章 具体的な取組

- 1 総合支援窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 相談及び情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 日常生活等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第6章 進行管理

- 1 関係各課における情報共有と反映・・・・・・・・・・ 10
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第1章 推進計画策定の意義

1 推進計画策定の趣旨

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や身体、財産に対する直接的な犯罪被害に加え、誹謗中傷や経済的な困窮等による二次的被害にも苦しめられることがあります。平穏な生活を取り戻すためには、犯罪被害者等に対する適切な対応と社会的な支援が必要です。

国では、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成16年に犯罪被害者等基本法を策定しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施することを地方公共団体の責務としており、静岡県では、平成27年4月1日に「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行し、平成28年度に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

本市では、令和4年4月1日に「牧之原市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を施行しました。市条例には、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、市、市民、事業者等の責務や講ずべき施策等を定めています。「牧之原市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくことを目的として策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、本市における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

第2章 犯罪被害者等支援について

1 支援施策の位置づけと分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安全で安心な地域社会に密接な関わりを持つものです。支援施策の位置づけと分類について整理します。

(1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体になり市民の安全・安心に資するものです。犯罪被害の発生を事前に防止する防犯施策に対して、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策の網を抜けて発生してしまった事後措置として位置づけるものです。

犯罪被害者等が一日も早く被害を軽減、回復し、平穏な生活を取り戻せる支援体制を整備することは、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に資するものです。

(2) 支援施策の分類

本市の犯罪被害者等支援施策は、大きく3つに分類されます。

① 警察及び支援センターによる支援

市が他の機関と連携し、協力することにより効果的な支援を展開するもので、令和5年5月8日に締結した、牧之原警察署、静岡犯罪被害者支援センターとの犯罪被害者等の支援に関する連携協定に基づき、各機関の長所を生かした効果的な支援を実施します。

具体的には、警察署から犯罪被害者等に関する情報の提供を受け、連携して市の支援制度の説明や申請の補助を実施することが挙げられます。

② 市条例等による支援

市条例等の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した支援施策であり、具体例としては、見舞金の給付(市条例第7条)が挙げられます。

③ 庁内連携による支援

庁内の各部署には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、総合支援窓口を調整役として関係各課と連携協力しながら適用することで、犯罪被害者等を効果的に支援します。

2 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、犯罪被害者等が各種支援策を通じ、受けた被害を少しでも軽減、回復し、平穏な生活を取り戻してもらうことにあります。

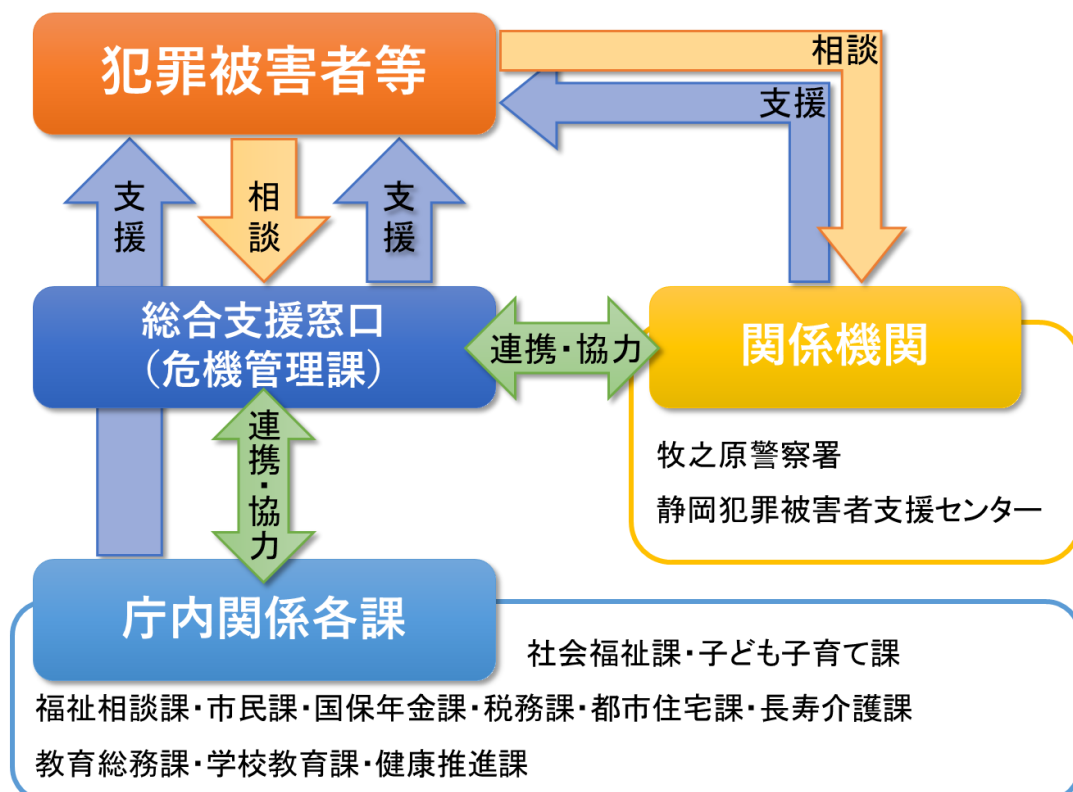
犯罪被害者等の置かれる状態は、被害の程度や時間の経過によって異なるため、個々の状況に対応するには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウによる連携した支援体制が必要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合支援窓口を中心として、関連する業務を行う関係各課との連携を図るとともに、犯罪被害者等の支援に関する連携協定に基づき、牧之原警察署、静岡犯罪被害者支援センターと連携して効果的に支援します。

また、庁内の関係各課に支援の状況や犯罪被害者等を取り巻く環境等に関する情報を共有し、犯罪被害者等の総合的な支援の推進を図ります。

支援体制のイメージ図

支援体制のイメージ



第3章 基本理念と取組の方向性

市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、被害を受けたときから再び平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況やその他事情に応じて、関係機関と連携し、継続的な支援が可能になるよう、4つの基本理念と取組の方向性を示します。

1 個人の尊厳を重んじた支援

犯罪被害者等は、精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮を抱えながら生活することになります。

犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、安らぎを感じて生活する権利を有しています。支援等の実施者は、このことを念頭に置き、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

2 継続的な支援

犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには長い時間を必要とし、個別の犯罪被害者等の状況や、時間の経過とともに必要となる支援の内容は変化していきます。

犯罪を受けて間もない時期は、身体の安全など緊急的な支援が必要ですが、時間の経過とともに経済的状況や就労など生活環境の回復に関する支援が必要となります。必要な支援内容が変化することは、適用される制度や担当機関等が変わることも多いため、支援内容や担当機関等が変わっても継続性を持って支援を行います。

3 二次的被害及び再被害の防止

犯罪被害者等は、うわさや誹謗中傷等の二次的被害や、同じ加害者から再び被害を被るといった再被害に遭うことがあります。そのため、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生防止について十分に配慮して行わなければなりません。

4 相互的な連携による推進

犯罪被害者等への支援は、個々の状況等によって必要とする支援の形が異なること、また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化してくることから、より充実した支援を実施するためには、関係機関等の連携が不可欠です。

犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取り扱いにも特段の配慮をした上で、関係機関と情報を共有することで、一層の連携強化を図りながら、支援を行います。

第4章 推進施策

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安全で安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、4つの推進施策を設定し、支援を進めていきます。

1 総合支援窓口の設置(市条例第6条)

犯罪被害者等は相談場所や支援内容が分からないことから、犯罪被害者等の相談を受け、支援に関する情報提供等を行う場として、危機管理課に総合支援窓口を設置します。

2 相談及び情報の提供等(市条例第6条)

犯罪被害者等の支援は事件発生直後から、年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個々の状況によって必要とする支援が異なり、多面からの支援が求められます。

そこで、犯罪被害者等が必要とする支援について、関連する制度や関係各課、関係機関の情報の提供をします。

3 見舞金の支給(市条例第7条)

犯罪被害者本人が死亡、もしくは怪我等で働けなくなった場合には収入が減少する一方で、様々な出費により生活が困窮することがあります。

国の給付制度は手続きに時間を要することから、経済的支援の情報提供をするとともに、犯罪被害者が死亡または1か月以上の負傷疾病を負った場合には、市独自の見舞金を給付することで経済的負担の緩和に努めます。

4 日常生活等の支援(市条例第8条、9条、10条、11条)

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りつつ、犯罪被害者等が置かれた個々の状況に応じて以下の支援を行います。

- (1) 移動の付き添い
- (2) 申請手続きの補助
- (3) 物品貸与
- (4) 日常生活・社会生活を円滑に営むための支援
- (5) 居住の安定
- (6) 広報及び啓発

第5章 具体的な取組

市条例の目的である、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、次のような取組を行います。

1 総合支援窓口の設置(市条例第6条)

取組	内容	担当課
総合支援窓口の設置	総合的な支援窓口を設置し、犯罪被害者等に対して相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう、関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容について周知します。	危機管理課

2 相談及び情報の提供等(市条例第6条)

取組	内容	担当課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について案内します。	危機管理課
犯罪被害者等への情報提供関係機関との連携	犯罪被害者等の同意を得たうえで、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等と連携して支援体制の充実に努めます。	危機管理課
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安がある場合の相談対応を行います。	長寿介護課 社会福祉課
生活困窮者の自立支援の相談対応	犯罪被害による生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	社会福祉課
DV被害者に対する相談	DV（配偶者からの暴力）に関する相談の受付、関係機関との情報共有や、DV被害者に対する自立支援の援助に関する相談対応を行います。	福祉相談課
子ども、子育てに関する相談	子どもの虐待被害に関する相談の受付や、犯罪被害による生活環境の変化等に伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。	福祉相談課

取組	内容	担当課
障がい者に対する相談支援	犯罪被害者等が障がい者の場合や、犯罪被害により障がい者となった場合、迅速かつ適切な相談対応を行います。	社会福祉課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒の在籍する学校に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣します。	学校教育課
納税相談	犯罪被害者等に対する納税相談を行います。	税務課

3 見舞金の支給(市条例第7条)

取組	内容	担当課
見舞金の支給制度内容の案内	見舞金の支給内容となる事件が発生した場合、犯罪被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	危機管理課

4 日常生活等の支援(市条例第8条、9条、10条、11条)

(1) 移動の付き添い

取組	内容	担当課
手続き等における移動の付き添い	犯罪被害者等の求めに応じて、必要がある場合は移動の付き添いをします。	危機管理課 (関係各課)

(2) 申請手続きの補助

取組	内容	担当課
市の様々な申請手続きの補助	犯罪被害者等の求めに応じて、市の様々な申請手続きの補助を行います。	危機管理課 (関係各課)

(3) 物品貸与

取組	内容	担当課
必要な物品等の貸与	犯罪被害者等の求めに応じて、日常生活又は就業等に必要な物品等を貸与します	危機管理課 (関係各課)

(4) 日常生活・社会生活を円滑に営むための支援

取組	内容	担当課
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続きを案内します。	社会福祉課
自立支援医療費支給制度の案内	自立支援医療費支給制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の対象となった犯罪被害者等に対し、制度の説明と手続きを案内します。	社会福祉課
障害者手帳の取得手続き案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続きを案内します。	社会福祉課
障害福祉サービス制度の案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	社会福祉課
認定こども園・保育園等の案内	家庭において必要な保育を受けることが困難である犯罪被害者等に対し、認定こども園・保育園等の説明と申請手続きを案内します。	子ども子育て課
放課後児童クラブの案内	保護者が就労などで児童の授業終了後等に不在となる犯罪被害者等に対し、放課後児童クラブの説明と申請手続きの案内をします。	子ども子育て課
児童扶養手当の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、児童扶養手当の説明と手続きを案内します。	子ども子育て課
ひとり親家庭等の医療費助成の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、医療費助成制度の説明と手続きを案内します。	子ども子育て課
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	子ども子育て課

取組	内容	担当課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費制度の案内	経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒のいる犯罪被害者等の家庭に対し、要保護及び準要保護児童生徒援助費制度の説明と手続きを案内します。	教育総務課
災害共済給付金手続きの案内	学校管理下で発生した犯罪被害により犯罪被害者等となった児童・生徒に対し、災害共済給付金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）への手続きを案内します。	学校教育課
国民年金保険料の免除の案内	納付が困難になった犯罪被害者等に対し、国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。	国保年金課
後期高齢者医療保険料の納付相談	納付が困難になった犯罪被害者等に対し、後期高齢者医療保険料の納付相談を行います。	国保年金課
介護保険料の納付相談	納付が困難になった犯罪被害者等に対し、介護保険料の納付相談を行います。	長寿介護課
療養費・高額療養費支給制度の案内	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の犯罪被害者等に対し、療養費・高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	国保年金課
第三者による傷病届出制度の案内	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の犯罪被害者等に対し、第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	国保年金課
女性に対する関係機関の案内	犯罪被害者等となった女性に対し、犯罪被害で受けた精神的苦痛に関する相談窓口等、関係機関の案内を行います。	福祉相談課

(5) 居住の安定

取組	内容	担当課
市営住宅への入居相談	自宅に住めなくなった犯罪被害者等に対する市営住宅の入居相談を行います。	都市住宅課

取組	内容	担当課
一時的な住居の確保	犯罪被害者等に対する一時的な住居の確保に必要な情報を提供します。	都市住宅課

(6) 広報及び啓発

取組	内容	担当課
広報まきのはらやホームページ等の活用	牧之原市犯罪被害者等支援推進計画等については、広報まきのはらやホームページ等を活用した広報に努めます。	危機管理課
犯罪被害者週間にあわせた広報	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせた広報を行い、市民への理解を促進します。	危機管理課

第6章 進行管理

本計画に基づく支援をより効果的にするため、関係各課において、支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。

1 関係各課における情報共有と反映

関係各課において、支援状況等の情報共有を図り、必要に応じて今後の取り組みに反映します。

2 計画の見直し

犯罪被害を取り巻く環境に対して適切に対応するため、計画期間中であっても、適宜計画の見直しを図ります。